

消毒用アルコールの貯蔵に係る運用について

次の 1 から 4 を満たす場合は、火災予防条例（以下「条例」という。）第 3 4 条の 4 を適用し、条例第 3 1 条の 2 第 1 項第 2 号又は同条同項第 3 号の規定によらないことができます。

なお、本運用を適用した例を別図に示します。

1 前提条件

- (1) 消毒用アルコールは、未開封の状態で貯蔵すること。
- (2) 内装容器の最大容積は、1 L 以下であること。
- (3) 鋼板で造られた箱又は戸棚等（以下「箱等」という。）内で貯蔵すること。
- (4) 箱等が設置される場所が屋内の場合、当該場所は、貯蔵するために必要な採光、照明及び換気が確保されていること。

2 同一場所の扱いについて

- (1) 消毒用アルコールを収容した箱等を一の同一場所とする。
- (2) 箱等を複数設置する場合は、当該複数の箱等を合わせて同一場所とし、すべての箱等の数量を合算して、指定数量未満とすること。

3 箱等の位置、構造及び設備

- (1) 箱等の表面に「未開封消毒用アルコール」及び「火気厳禁」の表示をすること。
- (2) 消毒用アルコールが、箱等から流出しない構造とする又は流出しない措置を講ずること。
- (3) 箱等の開口部は、鋼板で造られたものとする。ただし、取っ手等の付属品部分を除く。

4 その他

定期的に巡視・点検を行い、貯蔵状態を確認すること。

5 指導事項

- (1) 箱等を複数設置する場合は、当該箱等を一の室に取りまとめて設置してください。
- (2) 階段等の避難経路や出入口から離れた場所に箱等を設置してください。

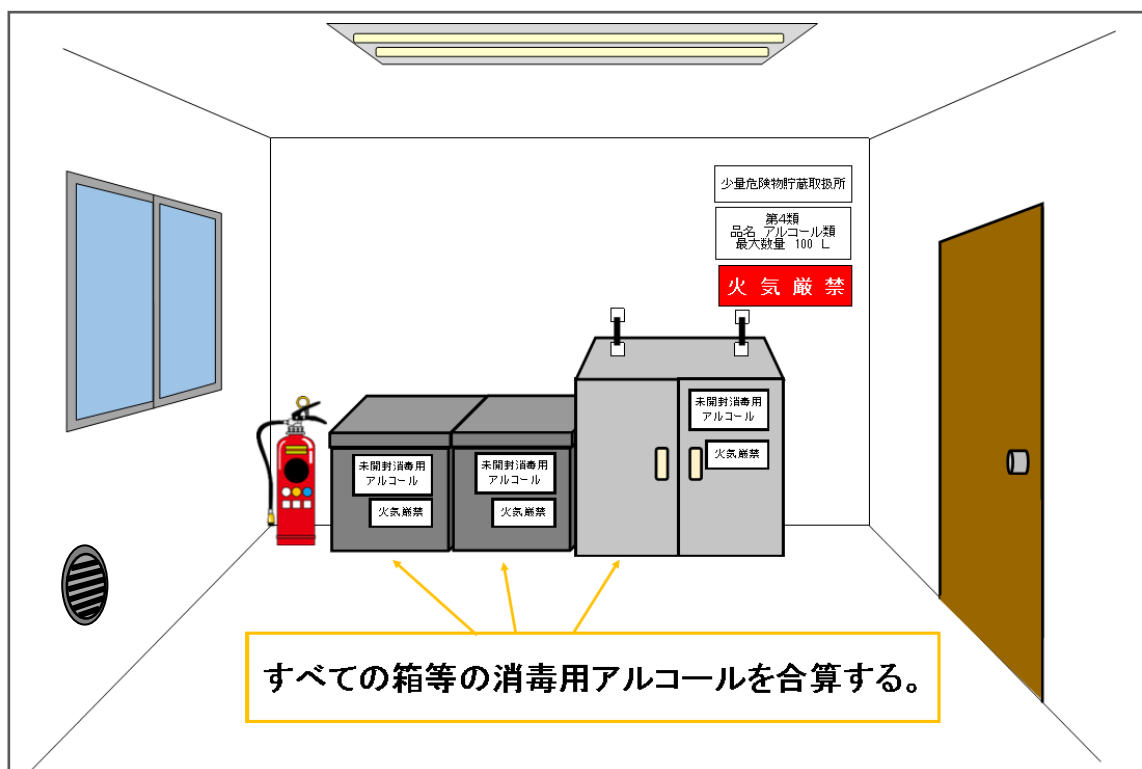


図1 建築物の一室に貯蔵する場合の例

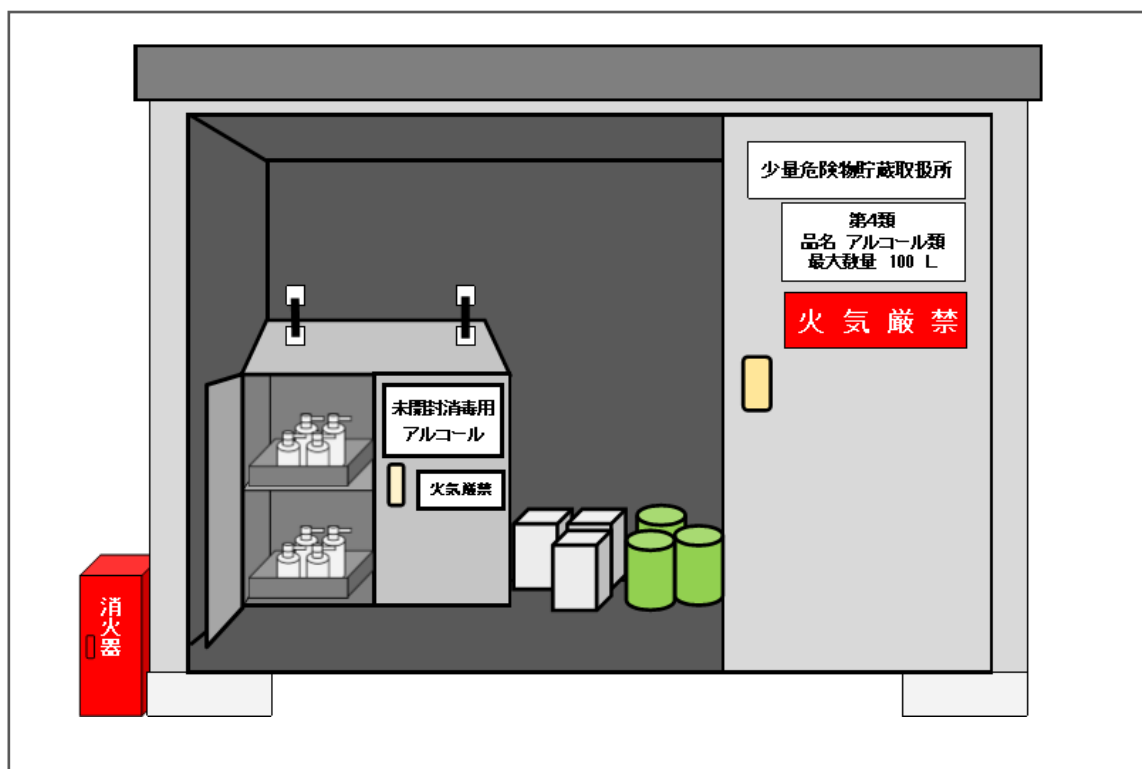


図2 屋外に設置されている倉庫内に貯蔵する場合の例